

〔沿革〕	平成17年12月例規(警)第47号	平成18年3月例規(警)第10号
	平成19年3月例規(警)第33号	平成22年3月例規(警)第12号
	平成26年3月例規(警)第14号	

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成16年7月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

県民の視点に立った交通警察活動推進要綱

第1 目的

この要綱は、県民の視点に立った交通警察活動を展開して県民の期待と信頼に応えるため、推進体制を確立し、施策の方向性、推進要領等に関して必要な事項を定め、もって真に県民のための交通警察を確立することを目的とする。

第2 推進体制の確立

1 推進委員会

- (1) 県本部に、県民の視点に立った交通警察活動推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。
- (2) 推進委員会は、次に掲げる事項について総合的な検討を行い、その推進を図ることを任務とする。
 - ア 交通警察活動に係る問題点の分析に関すること。
 - イ 交通警察活動の在り方の検討に関すること。
 - ウ 交通警察活動施策の企画・立案に関すること。
 - エ その他交通警察活動に関すること。
- (3) 推進委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	交通部長
委員	交通部参事官
	交通総務課長
	交通指導課長
	交通捜査課長
	交通規制課長
	交通機動隊長
	高速道路交通警察隊長
	運転免許本部長
	免許課長
	執行課長
	千葉運転免許センター長
	流山運転免許センター長
	交通総務課課長代理
	その他委員長が指名する者

- (4) 推進委員会の運営は、次のとおりとする。
 - ア 委員長は、必要に応じて委員を招集し、推進委員会を開催する。
 - イ 委員長は、必要があると認めるときには委員以外の者に対し、推進委員会への出席を求めることができる。
 - ウ ア及びイに定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

2 幹事会

- (1) 推進委員会に、県民の視点に立った交通警察活動推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- (2) 幹事会は、推進委員会を補佐するものとする。
- (3) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長	交通総務課長
副幹事長	交通総務課課長代理
幹事	交通総務課課長補佐
	交通指導課課長補佐
	交通捜査課課長補佐
	交通規制課課長補佐
	交通機動隊隊長補佐
	高速道路交通警察隊隊長補佐
	免許課課長補佐
	執行課課長補佐
	千葉運転免許センターセンター長補佐
	流山運転免許センターセンター長補佐
	その他幹事長が指名する者

- (4) 幹事会の運営は、次のとおりとする。

推進委員会の運営に関する規定は、幹事会の運営について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

3 庶務

推進委員会及び幹事会の庶務は交通部交通総務課において行う。

第3 施策の推進

1 推進責任者等

- (1) 県本部及び署に県民の視点に立った交通警察活動推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、県本部にあつては、推進委員会において決定した施策内容を所掌する所属長（以下「担当所属長」という。）を、署にあつては、署長をもって充てる。
- (2) 担当所属長は、現場の意見等を把握の上、県民の視点に立った交通警察活動推進事項（別表1）を参考として、施策の具体的推進要領を策定するものとする。
- (3) 推進責任者は、施策の実施に当たり、所属関係職員に対する指導教養の徹底を図るものとする。
- (4) 地域交通官又は交通官を置く署に、県民の視点に立った交通警察活動推進補助者（以下「推進補助者」という。）を置き、地域交通官又は交通官をもって充てる。
- (5) 推進補助者は、推進責任者の命を受け、推進責任者の任務を補助するものとする。
- (6) 県本部及び署に県民の視点に立った交通警察活動実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、県本部にあつては、担当所属長が所属の中から指定した者、署にあつては、交通課長をもって充てる。
- (7) 実施責任者は、推進責任者の命を受け、施策の実行に取り組むものとする。
- (8) 推進責任者は、実施責任者の任務を補助させるため、県民の視点に立った交通警察活動実施補助者を所属職員の中から指名するものとする。

2 推進上の留意事項

- (1) 県民の視点に立った交通警察活動推進の必要性、内容等について、全職員に理解、浸透させ、活動の実効向上に努めるものとする。
- (2) 県民の視点に立った交通警察活動推進施策の企画、立案及び実施に当たっては、県民の意見要望の反映及び利便性の向上に努めるものとする。
- (3) 交通関係情報の発信については、現在発信している情報も含め、真に有効かつ必要とされているものか検討するとともに、科学的分析データに基づいた分かりやすい情報をタイムリーに発信するように努めるものとする。

(4) 県民の視点に立った交通警察活動推進施策については、実施結果の分析による自己評価や県民に対するアンケート調査等による客観的評価を行い、その検証結果を踏まえて更なる見直しに努めるものとする。

3 報告

(1) 推進委員会は、推進責任者から推進補助者及び実施責任者等の氏名などの報告を受け、県民の視点に立った交通警察活動推進責任者等一覧表（別表2）を作成するものとする。

(2) 担当所属長は、策定した施策について推進委員会に報告し、承認を得るものとする。

(3) 担当所属長は、各署における施策の推進状況を取りまとめの上、推進委員会に報告するものとする。

別表1（第3の1の(2)）

県民の視点に立った交通警察活動推進事項

項目	推進事項
交通関係情報発信活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 分かりやすく役立つ交通事故分析情報、交通事故防止情報等の発信 2 交通指導取締り、交通規制、渋滞情報、免許関係手続情報等の拡充 3 その他交通情報発信活動に関する事
交通事故防止活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民総ぐるみの交通事故防止対策 2 交通安全教育指導者の育成 3 三世代交流型交通安全教育の推進 4 高齢者交通安全モデル事業の推進 5 交通安全教育資機材の効果的活用等 6 その他交通事故防止活動に関する事
交通指導取締り活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故に直結する悪質、危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた交通指導取締りの強化 2 地域の交通実態及び県民の取締り要望、意見等を踏まえた交通指導取締りの推進 3 その他交通指導取締り活動に関する事
交通事故事件捜査活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 適正な交通事故事件捜査の推進 2 被害者の立場に立った諸対策の推進 3 その他交通事故事件捜査活動に関する事
暴走族対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民等と連携した総合的な暴走族対策の推進 2 暴走族取締りの徹底 3 暴走族の更生支援、再犯防止に向けた諸対策の推進 4 その他暴走族対策に関する事
交通規制対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 民意を反映した道路交通環境の整備 2 的確な駐車対策の推進 3 その他交通規制対策に関する事
交通関係窓口業務対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車保管場所証明手続きのワンストップサービスの推進 2 道路使用の電子申請の拡大強化 3 特定任意講習の拡大 4 県民の利便性に配慮した窓口業務の推進 5 運転免許センター施設の充実 6 適性検査待ち時間等所要時間の短縮 7 その他交通窓口業務対応に関する事
その他交通警察活動	その他県民の視点に立った交通警察活動に関して必要と認めるもの

以下別表2省略